

	相談時間	相談場所	相談員	問合先	電話番号
	8:30～17:00	市役所1階 子育て支援課	母子・父子自立支援員	子育て支援課	21-1701
	9:00～17:00	別府市男女共同参画センター	婦人相談員	共生社会実現・部落差別解消推進課	21-7820
	8:30～17:00	市役所1階 別府市子ども家庭総合支援拠点 子育て支援課	子ども家庭支援員	子育て支援課	21-1239
	24時間	別府市子ども家庭総合支援拠点 光の園	虐待対応専門員、子ども家庭支援員	別府市子ども家庭総合支援拠点 光の園	090-1348-0874 080-3371-0874
	8:30～17:00	市役所1階 高齢者福祉課	高齢者福祉課職員	高齢者福祉課	21-1442
		市役所1階 介護保険課	介護保険課職員	介護保険課	21-1463
	8:30～17:00	市役所1階 障害福祉課	障害福祉課職員	障害福祉課	TEL 21-1413 FAX 22-1780
	24時間	別府警察署	別府警察署職員	別府警察署生活安全課	21-2131
	8:30～17:00	別府市保健センター、市役所GF健康推進課	保健師、管理栄養士、健康運動指導士	健康推進課	21-2188
	9:00～16:00	別府市保健センター	臨床心理士、保健師	健康推進課	21-2188
	9:00～16:30	別府市子育て世代包括支援センター(別府市保健センター)	保健師・助産師・管理栄養士	健康推進課(別府市保健センター内)	21-1117
	9:00～17:30	北部子育て支援センターどれみ(電話相談)	保育士	どれみ	66-8181
		南部子育て支援センターわらべ(電話相談)		わらべ	25-0120
		西部子育て支援センターべるね(電話相談)	保育士、保健師	べるね	27-1128
	13:00～16:00	市役所内会議室	社会保険労務士	大分県社会保険労務士会別府支部	0978-63-2001
	8:30～17:15	ジョブカフェおおいた別府サテライト	ジョブカフェおおいた別府サテライト相談員	ジョブカフェおおいた別府サテライト	27-5988
	13:00～16:00	市役所内会議室			
	8:30～17:15	ハローワーク別府	ハローワーク職員など	ハローワーク別府	23-8609
	8:30～17:00	シルバー人材センター	シルバー人材センター職員	別府市シルバー人材センター	78-2200
	9:30～11:30	別府市男女共同参画センター(R4.9月～R5.3月は別府市公会堂で開催)	公証人	大分公証人合同役場	097-535-0888
	市報に掲載				
	10:00～12:00	別府市男女共同参画センター(R4.9月～R5.3月は別府市公会堂で開催)	大分県行政書士会別府支部相談員	大分県行政書士会別府支部	76-5250
	10:00～12:00 13:00～15:00	市役所内会議室	人権擁護委員	共生社会実現・部落差別解消推進課	21-1291
	9:00～16:00(受付15:30まで)	別府市人権啓発センター	別府市人権啓発センター職員	別府市人権啓発センター	23-6163
	13:30～16:00 1組30分以内	別府市男女共同参画センター(R4.9月～R5.3月は別府市公会堂で開催)	司法書士	大分県司法書士青年の会事務局(予約は市報掲載の日程分のみ可能)	72-7588
	16:00～18:00 1件30分	別府市子ども家庭総合支援拠点 光の園	弁護士	別府市子ども家庭総合支援拠点 光の園	080-3371-0874
	9:00～17:00	別府市教育相談センター(野口ふれあい交流センター南館3階)	心理相談員(公認心理師、臨床心理士)	別府市教育相談センター	26-0812
	9:00～16:30	別府市消費生活センター(市役所4階 産業政策課)	消費生活専門相談員	別府市消費生活センター(産業政策課内)	21-1881
	13:30～16:30	市役所内会議室	弁護士		
	9:00～16:00	市役所1階 市民相談室	市民相談員	自治連携課	21-2510
	10:00～12:00	別府市男女共同参画センター(R4.9月～R5.3月は別府市公会堂で開催)	行政相談委員	自治連携課	21-1125
				総務省大分行政監視行政相談センター(きくみみ大分)	097-533-1100
	13:00～16:00 受付15:00まで	別府市男女共同参画センター(R4.9月～R5.3月は別府市公会堂で開催)	宅地建物取引士	大分県宅建協会別府支部 ※不定休	21-8578 (9:00～15:00)
	9:00～16:00	社会福祉会館	社会福祉協議会職員	別府市自立相談支援センター	26-6070
	9:00～16:00	社会福祉会館	社会福祉協議会職員	社会福祉協議会	26-6070
	10:00～16:00	みどりの相談所(南立石公園内)	みどりの相談員	みどりの相談所	24-1643
	9:00～17:00 13:00～16:00	別府地区労働福祉会館内	ライフサポートセンター相談員	大分県労働者福祉協議会 ライフサポートセンター	26-3155
	13:30～15:30				
	8:30～17:00	消防本部3階 予防課	予防課職員	予防課	25-1125
	8:30～17:00	上下水道局	上下水道局職員	上下水道局	23-0361
	13:00～16:00	社会福祉会館	行政書士、社会福祉士	社会福祉協議会	73-6070

# 保存版 市民相談一覽表

※全て無料。

予の記載があるものは要予約。

※市報から取り外してご利用ください。

※市ホームページにも掲載しています。

	相談名称	相談内容	相談日(祝日除く)
福祉・保健	母子・父子相談	ひとり親家庭の養育、経済上の問題などに関する事	月～金曜日
	女性相談	配偶者などからの暴力(DV)などの悩みに関する事	火～土曜日、面接は予
	子育て支援相談(家庭児童相談)	・育児やしつけ、子どもの問題行動など子育てに関する事 ・児童虐待に関する事	月～金曜日 年中無休(祝日含む)
	高齢者福祉相談	65歳以上の高齢者の福祉サービスに関する事 介護保険に関する事	月～金曜日
	障がい者相談	障がい者の福祉、障がい者への差別や虐待に関する事	月～金曜日
	警察安全相談	認知症高齢者の一人歩きによる行方不明の場合の発見・保護に関する相談や手配	年中無休(祝日含む)
	健康相談	生活習慣病の予防や健康づくりに関する事	月～金曜日予
	こころの相談会	困りごとや、不安な気持ち、眠れないなどの悩みに関する事	市報に掲載
	育児相談	妊娠出産に関する事、乳幼児の発育、離乳食や子育ての悩みに関する事	月～金曜日 ※午後は予
職業	子育て相談	・子育てに関する事 ・情報の提供、助言、その他の援助	月～土曜日 火～日曜日(祝日含む・祝日の翌日は休み) 火～日曜日(祝日含む・祝日の翌日は休み)
	労働相談	採用、退職、解雇、個別労働紛争などに関する事	第2水曜日
	就職に関する相談	概ね49歳以下の若年者(学生含む)の就職相談など	月～金曜日 第2水曜日
	就職や雇用保険に関する相談	職業相談・紹介、職業訓練、雇用保険の受給、求人申込に関する事など	月～金曜日
法律・人権	高齢者職業相談	60歳以上で、働く意欲のある健康な人への生きがいとしての臨時的かつ短期的な職業紹介	月～金曜日
	公証人による相談	遺言、任意後見契約、家族信託、尊厳死宣言、離婚に伴う養育費・財産分与・慰謝料の支払契約、金銭消費貸借契約、債務弁済契約などの公正証書に関する事	第1水曜日予
	公証人による休日相談会		土・日曜日、祝日のうち月1回(日程は市報に掲載、予)
	相続・遺言相談	相続・遺言など	第4水曜日(祝日の場合は翌日)
	人権相談	各種人権問題に関する事	第2水曜日(予約者優先)
		部落差別をはじめとする各種人権問題に関する事	月～金曜日予
身近な法律相談会	不動産の登記(売買、贈与、相続など)、会社の登記(設立、役員変更など)、借金問題、成年後見、少額裁判など	第1火曜日予(祝日の場合は翌週の火曜日・1日4組まで)	
弁護士による専門相談	学校でのトラブル(いじめなど)、経済的な悩み、家族間のトラブル(DVなど)、子育ての困りごとが生じ、法的観点からの対処方法など	第3木曜日予	
教育	教育相談	園児・児童・生徒の学習、生活、不登校、いじめ、問題行動など教育全般に関する事	月～金曜日、面接は予
経済	消費生活相談	契約・解約・悪質商法などの消費生活に関する事	月～金曜日
	債務者相談会	消費者金融・クレジットなどの債務に関する事	第2木曜日予(祝日の場合は前日)
その他	市民相談	市の行政や市民の日常生活に関する事、市への要望・提言など	月～金曜日
	行政相談	国などの行政に関する苦情・要望	第3水曜日
	不動産相談	宅地建物取引に関する事	第2木曜日
	自立相談	就労、将来への不安など、自立に向けた支援に関する事	月～金曜日
	ボランティア相談	福祉・地域などのボランティア活動に関する事	月～金曜日
	みどりの相談	みどり(植物など)全般に関する事	月・水・金曜日
	労働・生活・福祉相談	労働・生活・福祉に関する事	月～金曜日
		消費生活に関する事	月・水・金曜日
	農地農業相談	農地に関する全般、農業者年金などに関する事	第3木曜日予
	防火相談	火災予防全般に関する事	月～金曜日
水道・下水道相談	水道・下水道全般に関する事	月～金曜日	
終活相談	相続・遺言・生前整理・死後事務委任・任意後見契約など	第3木曜日予	